**（様式１）**

|  |
| --- |
| **特許出願等援助申請書**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日**日 本 弁 理 士 会 会 長 殿**１．申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を併記）、住所又は居所、　　電話番号及びメールアドレス２．申請者の住所と異なる場合の連絡先３．申請者の職業又は業務内容４．発明者、考案者又は意匠の創作者の住所及び氏名５．援助を受けようとする出願種類（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願）６．援助を受ける理由７．公的又は私的な助成制度による資金の援助の有無８．希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名９．発明又は考案が属する技術分野（※特許・実用新案登録出願のみ該当する分野に☑）[ ] 機械　[ ] 電気　[ ] 化学･材料　[ ] バイオテクノロジー　[ ] 食品　[ ] 建築・建設　[ ] 環境･エネルギー[ ] コンピュータ・ソフトウェア [ ] 生活用品・雑貨・宝飾　[ ] その他（　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| １０．添付書類の目録（申請する法域によって、提出書類が異なるのでご注意ください。）【共通】（１）資力を証明する書面（２）登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は世帯全部の住民票）（３）国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より売上・収入減少による支援を現に受けていることを証明する書面（４）「発明」、「考案」、「意匠」又は「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動（以下、商標援助対象事業という。）」の実施計画書【特許、実用新案】（５）「発明」又は「考案」の詳細な説明書【特許、実用新案】（６）「発明」又は「考案」の簡単な説明書【意匠】（７）援助を希望する「意匠」が記載された書面【商標】（８）商標援助対象事業の説明、並びに商標登録を受けようとする商標、及び当該商標を使用する商品又は役務等が記載された書面-----------------------------------------------------**※１：申請にあたり、以下の内容をご確認の上、チェックを入れてください。**１．本制度は、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、大きな効果が期待される「発明」、「考案」、「意匠」又は「事業活動に使用する商標」であって、まだ出願されていないものの出願を援助対象とします。２．本申請が不採用になった場合、日本弁理士会はその理由の開示はいたしません。３．本事業は日本弁理士会の予算のみにより運営しており、国等の公的機関からの補助金は一切受け取っていません。[ ]  **以上３点について理解しました。****※２：申請にあたり、以下の内容をご確認の上、チェックを入れてください。**[ ]  本申請人は、反社会的勢力ではありません。　（以下については、法人の場合のみお答えください）[ ]  当社は、他の法人に支配されていない法人です。（申請者以外の単独の法人が、株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していない法人であり、かつ、申請者以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していない法人です。）[ ]  **上記事項について宣言いたします。** |

**［備　考］**

１．「４．発明者、考案者、意匠の創作者の住所及び氏名」は、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願の場合のみを記載する。

２．「８．希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名」の欄は、援助を申請する特許出願等の手続を代理することが決まっている弁理士がいる場合にのみ記載する。

３．「１０．添付書類の目録」の欄において、「（１）の資力を証明する書面」は、生活保護受給証明書、生活状況調書、給与証明書又は源泉徴収票、課税・納税証明書、非課税証明書、法人税確定申告書、その他これらに代わる書面のいずれかとする。なお、配偶者がいる場合には、配偶者の資力を証明する書面も必要である。

４．「１０．添付資料の目録」の欄に関して、同一年度内に複数回申請する場合に、先に提出した証明書の内容に変更がないときは、その旨を記載することで、「（１）資力を証明する書面」、「（２）登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は世帯全部の住民票）」の提出を省略することができる。

５．「１０．添付資料の目録」の欄に関して、（３）の書面は、感染症に起因して収入や売上が減少したことを理由として申請する場合にのみ提出する。

６．「１０．添付資料の目録」の欄に関して、（４）の実施計画書のうち「発明」、「考案」又は「意匠」（以下、発明等という。）については、「発明等の開発、試作、評価試験、製造（量産）及び販売等についての具体的な日程」、「発明等の具体的な販売方法」、並びに「発明等の開発、試作、評価試験及び製造の資金調達計画」等を少なくとも記載する。

７．「１０．添付資料の目録」の欄に関して、（４）の実施計画書のうち「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動」については、「商標援助対象事業の具体的な活動内容及び日程」等を少なくとも記載する。なお、その商標援助対象事業が既に活動中である場合は、上記内容に加えて「活動実績」も記載する。

８．「１０．添付資料の目録」の欄に関して、（５）及び（６）の説明書について、「発明」は「記載例１」、「考案」は「記載例２」に従って作成する。

９．「１０．添付資料の目録」の欄に関して、（７）の援助を希望する「意匠」が記載された書面、「記載例３」に従って作成する。

１０．「１０．添付資料の目録」の欄に関して、（８）の援助対象事業の説明書は、「記載例４」に従って作成する。

１１．提供される個人情報は、申請の審査のためにのみ利用するものとする。